

高度化検討会 中間提言（案 関係機関連携）

1. 大規模な自然災害の救助活動では、被害状況や現場状況の情報共有、安全確保及び二次災害を防ぐための安全管理、活動エリアの分担、機材・能力に応じた役割分担など、関係機関で連携して対応することが重要かつ不可欠であり、連携にあたっては次のような基本認識をもって臨むべきである。
 - ①現場活動にあたっては、活動調整会議等において、
 - ・要救助者の発見場所、行方不明者の特定、活動隊員の安全確保等活動に資する情報の共有
 - ・状況変化、救助活動の段階に応じた活動方針の調整を行うこと。
 - ②平素から情報交換を行い、「顔の見える関係」を構築し、信頼関係の醸成に努めること。
2. 消防庁は、災害が激甚化・頻発化する中で、関係機関が連携して円滑・効果的に救助活動が実施できるよう、次の出水期までに下記の取組を行うべきである。
 - ① 上記 1 に基づく具体的な方策として「（仮称）関係機関連携要領（案）」を作成し、各消防本部に共有し、関係機関との連携に活用すること。
 - ② 本検討会で行ったように、各機関の組織、能力・得意とする分野、資機材・車両などの情報提供を共有し合うこと。
3. 災害時の関係機関の連携を促進するためには、特に災害時に市町村長を補佐する立場となる消防職員の育成・確保が重要となる。そのため、本検討会においては、検討項目である「中核人材の育成」において、関係機関連携の視点を加えた方策（モデル人材像、研修方法等）を検討する。

検討にあたっては、消防本部における効率的な教育訓練及び自律的な人材の育成を追求し、到達目標の明確化や内発的動機づけなどのアプローチを加えること。

4. 関係機関連携のベースとなるのは、組織間の「顔の見える関係」である。そのためには、消防本部において情報交換の場や合同の研修・訓練など、組織間の交流・コミュニケーションを促すような機会を持つことが望ましい。例えば、毎年度・定期的に、実動機関を中心に、顔合わせ・情報交換のための勉強会を開催するなど、顔の見える関係作りの場を設けるべきである。

また、消防本部にとどまらず消防庁においても、中央省庁、都道府県、市町村レベルでそのような取組が行われるよう促進すべきである。

5. 3及び4については、既に各地域で行われている好事例などを収集し、現場にとって実践しやすい内容となるよう留意すること。